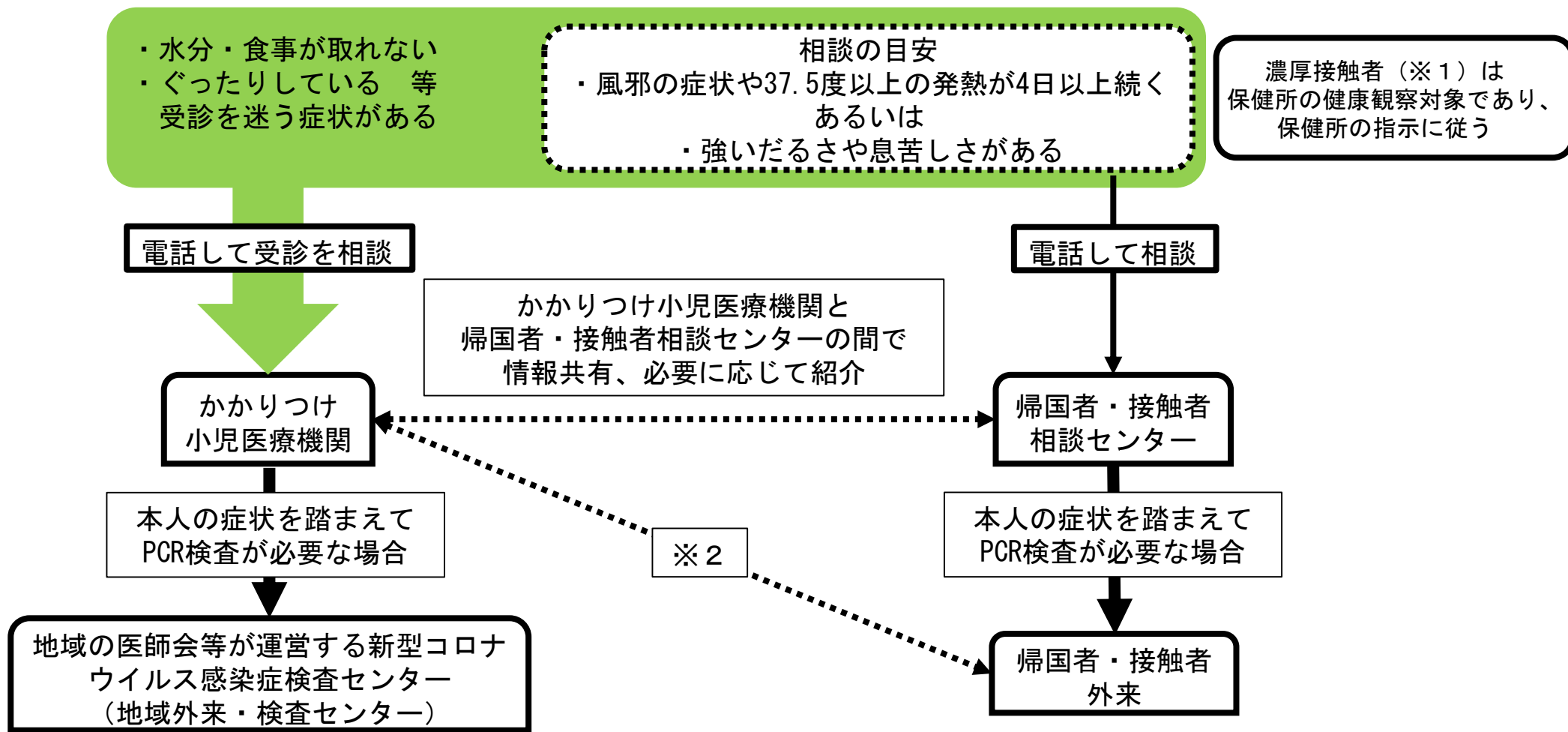


子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ

令和2年5月1日版

別添2

子どもは風邪の症状を認めやすく、また症状を正確に訴えられないこともあることから、相談の目安に関わらず、小児科医による診察を必要とすることがあります。このため、受診に迷う場合は、かかりつけ小児医療機関に電話で相談してください。



（※1）濃厚接触者の定義：国立感染症研究所のホームページ <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

（※2）関係者間で情報共有できている場合、かかりつけ小児医療機関と帰国者・接触者外来の間で紹介しても可